温泉法の改正について

京都府保健福祉部衛生•薬務総括室薬務室





■ 平成19年10月20日から温泉法が改正されています。

■ 事業者の方にとって規制緩和になる新しい制度が設けられた一方、義務も追加されています。

何が変わったのかな?

今日のおはなし



- ■温泉法の改正内容
 - □定期的な成分の分析と掲示の更新
 - □許可の際の条件の付与
 - □許可の承継
- ■その他
 - □温泉施設での自主的な情報提供の充実
 - □可燃性ガス対策について







■ 温泉成分の分析結果が古いまま更新されず に掲示(今の状況がわからない)

■ 多様な情報の提供を求める利用者のニーズ

■温泉利用拡大による資源枯渇のおそれ



定期的な成分の分析と掲示の更新

全ての温泉利用業者に関係することです。



温泉利用許可業者への義務付け

■温泉成分の10年ごとの分析

■ 分析結果の通知を受けた日から30日以内に 温泉成分などの掲示内容の更新

温泉施設は適正な情報を 提供して欲しいね



м.

温泉の成分等の掲示(温泉法抜粋)

第18条第1項

温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、施設内の見やすい場所に、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を掲示しなくてはならない。



温泉成分等の掲示事項(1) 500

- ■源泉名
- ■温泉の泉質
- ■源泉及び温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所における温泉の温度
- ■温泉の成分
- ■温泉の成分の分析年月日
- ■登録分析機関の名称及び登録番号

温泉成分等の掲示事項(2) 500

- ■浴用又は飲用の禁忌症
- 浴用又は飲用の方法及び注意
- ■温泉に水を加えて公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由
- ■温泉を加温して公共の浴用に供する場合は、 その旨及びその理由

温泉成分等の掲示事項(3) 5%



- 温泉を循環させて公共の浴用に供する場合 は、その旨(ろ過をしている場合はそのことを 含む。)及びその理由
- 温泉に入浴剤を加え、又は温泉を消毒して公 共の浴用に供する場合は、その入浴剤の名 称又は消毒の方法及びその理由

これまでの掲示内容と一緒だね





お願い事項

お帰りになられたら、温泉分析書を確認してください。

分析終了日はいつになってますか?







- ■前回の分析が平成12年1月1日以前
- ■分析日が不明



約2年後!





掲示内容の更新

10年以内に再分析









■前回の分析が平成12年1月2日以降



10年以内に再分析



掲示内容の更新

これからはこの繰り返し。 分析書が10年以上前の日付だと、 法違反になるのはもちろん、 その施設の信頼性が問われちゃうね。







■温泉法の登録を受けている「登録分析機関」 に依頼してください。

■ 分析は利用場所で行うことが原則ですが、 源泉の成分と利用施設の成分に差がない場合は、源泉の結果を利用してもよい。 (これまでの考え方と変わっていません。)







温泉分析書を受け取ったら

- ■30日以内に掲示内容の変更が必要です。
- ■掲示内容の変更の届出をしてください。
 - □京都市内→京都市生活衛生課へ
 - □京都市以外→地域を所管する京都府保健所へ

分析しただけでは ダメなんだ。



温泉の成分等の掲示届の提出 (温泉法抜粋)

■ 第18条第4項

温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、 法の規定による掲示をし、又はその内容を変 更しようとするときは、あらかじめ、その内容 を都道府県知事に届け出なければならない。



掲示内容の更新の手続き

温泉成分の分析を依頼

温泉成分 の分析 温泉成分分析書の交付

温泉成 分等掲 健 提 示届 出

掲示内容の決定

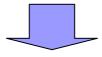
利 の更新 用 場 所 の掲示内

30日以内

こんな場合は?



■ 再分析の結果、成分にほとんど変化がない場合は、掲示内容を変更しなくてもよいか?



■ この場合も、新しい分析結果に基づく掲示に 更新してください。

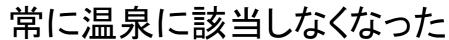
分析年月日も利用者へ公開する情報です

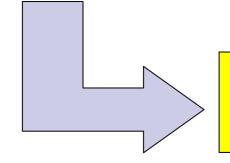


再分析の結果、温泉に該当しなくなったら??

常に温泉に該当 しなくなったのか (一時的又は季 節的な変動では ないか)を事業者 が調査







温泉の利用の許可は失効 温泉成分等の掲示は取り下げること

平成21年末の経過措置終了間際 には、分析機関への依頼が 集中する恐れがあります。

早めに分析機関へ相談してください。



許可の際の条件の付与

許可の際の条件の付与



- ■温泉の掘削の許可
- ■ゆう出路の増掘の許可
- ■動力の装置の許可
- ■温泉の利用の許可

について、許可の条件の付与、条件の変更ができることが法律に明記された。





- 掘削、動力装置、増掘の許可のとき
 - □「温泉の保護その他公益上必要な」条件

(例)

- □可燃性ガスや有毒ガスへの安全対策
- □騒音・振動への対策
- □有害物質等が温泉成分に含まれる恐れがある場合に、地域の水源等への悪影響を防止するための対策





- 利用の許可のとき
 - □「公衆衛生上必要な」条件

(例)

□浴室内に有毒ガスが滞留しないよう、換気に十 分配慮すること等

条件違反をした場合・・・



都道府県知事は、

- ■許可の取り消し
- ■必要な措置命令、温泉利用の制限

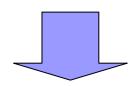
をすることができる。

許可の承継





■ 許可を受けて温泉の掘削、動力の装置、利用を行う者の相続、法人の合併等の場合、 これまでは許可を取り直すことが必要だった。



新しい許可の取り直しではなく、 より簡略な承認手続きでうけている許可を 承継することができるようになった。





- 承継の承認時には、新しく事業を引き継ぐ法人や個人が「欠格要件」に該当しないことを審査。
- 掘削や動力装置の許可に関する承認においても、 審議会での審査は不要。
- ただし、法人の場合、合併等の前に申請を行うこと。 個人の場合は、60日以内に申請を行うこと。

早めに御相談ください。







該当する場合は、許可や承認が得られない。

- ■申請者(法人の場合は役員)が温泉法の規定により 罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は その執行を受けることがなくなった日から2年を経過 していない。
- 申請者(法人の場合は役員)が温泉法の許可を取り 消され、その取消しの日から2年を経過していない。



申請・相談の窓口

- ■温泉の掘削・増掘・動力許可の承継について
 - □京都市内→京都府薬務室

(075-414-4788)

□京都市以外→地域を所管する京都府保健所



申請・相談の窓口

- ■温泉の利用許可の承継について
 - □京都市内→京都市生活衛生課 (075-222-3433)

□京都市以外→地域を所管する京都府保健所





個人で許可を持っている場合



許可の承継(個人の場合)



- 許可を受けている方が死亡した場合、相続により相続人に許可を承継させることができる。
- 相続によらない場合は、承継することはできない。 (遺贈など)
- 許可を受けていた方の死後60日以内の手続き が必要。

(承認手続きの間は、許可をみなされるので、事業を 継続できる。)





- 許可の相続人が承継承認申請を被相続人の 死後60日以内に提出
- <提出書類>
 - □申請書
 - □戸籍謄本
 - □相続人が複数いる場合は、申請者が温泉の事業 を相続することについての全員の同意書
 - □温泉法での欠格要件に該当しないことの誓約書

許可の承継

法人で許可を持っている場合





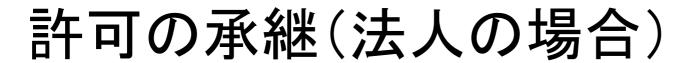


■ 許可を有している法人が承継承認申請を法人の合併等の前に提出

<提出書類>

- □承継承認申請書
- □合併契約書・分割計画書・分割契約書いずれか の写し
- □事業を承継する法人が温泉法での欠格要件に該 当しないことの誓約書

許可を持っている法人と 持っていない法人が合併等する 場合





<パターン1>

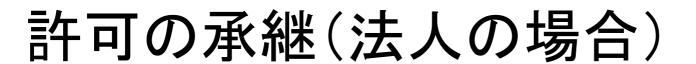
甲(許可あり)

乙(許可なし)

合併

甲が存続

■手続きは不要





<パターン2>

甲(許可あり)

乙(許可なし)



乙が存続

- 甲が乙の役員等が欠格要件に該当しないことを誓約して承継を申請。
- ■甲が消滅する時点で乙に承継される。





<パターン3>

甲(許可あり)

乙(許可なし)



丙(新しい法人) が設立

- 甲が丙の役員等が欠格要件に該当しないことを誓約して申請。
- 甲が消滅し、丙の登記がなされた時点で承継。

共に許可を持っている法人同士 が合併等する場合



許可の承継(法人の場合)



<パターン4>

甲(許可あり)

乙(許可あり)



甲が存続

- 甲が持っていた許可:手続き不要
- 乙が持っていた許可: 乙が(合併後の)甲の役員等が欠格要件に該当しないことを誓約し、申請。
- 乙が消滅した時点で乙の許可は甲に承継。

許可の承継(法人の場合)



<パターン5>

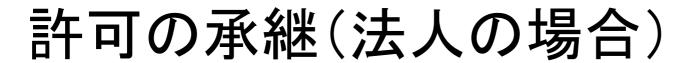
甲(許可あり)

乙(許可あり)



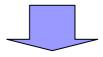
丙(新しい法人) が設立

- 甲又は乙のいずれかが丙の役員等が欠格要件に該当にないことを誓約し、申請。
- 甲及び乙が消滅し、丙の登記がなされた時点で承継。





■ 合併・分割によらずに、営業譲渡や施設売却により事業が他法人に移行する場合は?



- ■地位の承継の対象にならない。
- 新たに許可を受けることが必要。

承継ができるのは、温泉の事業が、 合併や分割により他の法人に引き継 がれる場合だけ!



承継の時の注意点等



承認の要件

■ 許可を承継する者が、温泉法で定められている欠格要件に該当しないこと。

注意点

■ 許可の有効期間や許可に付与されている 条件もすべて承継されます。

> 権利だけでなく、 義務も引き継がれるのです。



その他

温泉施設での自主的な情報提供の充実

温泉利用者への積極的な情報の 提供が望ましい項目

- ■加水·加温·循環及び入浴剤や消毒処理の程度
- ■加水する場合の、水の種類(水道、井戸水等)
- 源泉の状況(自噴・動力揚湯の別、ゆう出量、 掘削深度など)
- ■施設の清掃の状況
- 湯の入替頻度 など



可燃性ガス対策について





■ 温泉の採取等により発生する可燃性ガスへの安全対策を目的とした温泉法の改正が行われます。

■ 現在、法律が国会で審議されています。
来年の秋頃に実施される予定です。